

令和 8 年 第 3 回九重町農業委員会 議事録

<日 時>：令和 8 年 3 月 6 日（金） 1 3：3 0～

<場 所>：九重町役場 2 階 庁議室

<出席委員>

農業委員

2 番：佐藤 優子 3 番：仲摩 茂敏 4 番：平 祥尚 5 番：佐々木 洋子
6 番：小田 稲次郎 7 番：衛藤 眞弓 8 番：佐藤 暁史 9 番：飯田 祥治朗

推進委員

1 1 番：森 眞一 1 3 番：手島 政弘 1 4 番：佐藤 頼久 1 5 番：帆足 政門
1 7 番：徳永 孝文 1 8 番：徳永 孝文 1 9 番：梅木 由紀子 2 0 番：佐藤 勉
2 1 番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局：3 名

<開会あいさつ（事務局）> 1 3：3 0 分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：7 名 （農地利用最適化推進委員）：9 名
欠席委員 （農業委員）：1 名 （農地利用最適化推進委員）：3 名

<会長あいさつ>

事 務 局 長

皆さん今後、こんにちは。
それでは定刻となりましたので、令和 8 年第 3 回の九重町農業委員会
を開会いたします。
本日は農業委員の方が 8 名出席 1 名欠席ということで 1 番、矢方委員
が欠席となっております。
あと、農地利用最適化推進員さんが 9 名出席 3 名欠席ということで、
10 番、多田委員さん、12 番、野田委員さん、16 番、熊谷委員さんが
欠席となっております。
農業委員定数 9 名に対しまして、農業委員の出席委員は 8 名でござい
ます。

九重町農業委員会会議規則第七条の規定によりまして、過半数を満たしているため、成立することを報告いたします。

それではこれからの進行を九重町農業委員会総会会議規則第五条の規定によりまして、会長が総会の進行を行います。

よろしくお願いいたします。

議 長

改めまして、こんにちは。

本当、三寒四温といってもまた寒なったり、温なったり、どっかすると、2月に夏日があったとか言うて、25度以上になったところがあるということで、ものすごく騒ぎよりますが、やっぱ温暖化が進んで、今日も本来なら飯田は雪でしょうけど、雨が降ってます。昨日の朝は山が真っ白になっておりました。でも日中はやっぱりぽかぽか暖かくなって、だからこれやっぱり春の兆しというのがだんだん見えてきたんじゃないかなと思います。そういうことがあって、ポチポチ農作業の方も取りかかりが、始まったんじゃないかなと思いますんで、皆さんまた、インフルエンザとかそういうのも、流行ってますが、体調には気をつけられて、ひとつ頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号を、それから氏名を告げ、議場の許可を得てから発言をお願いします。

発言は審議に関するものとし、要点を押さえて簡潔にお願いします。

特に議題以外に渡ったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

なお携帯電話は、マナーモードにするか電源切るかにしていただきたいと思います。

続きまして、議事録署名委員の選出ですが、九重町農業委員会会議規則第14条第2項規定により、議事録署名委員は、3番委員さんと4番委員さんしたいと思います。はい、ありがとうございます。

ただいまから、報告案件に入ります。

事 務 局

報告第4号農地法18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

まず、訂正をお願いします。

10ページを削除して、11ページを、10ページに訂正をお願いします。

議案書の3ページをお開きください。報告第4号。農地法第18条第6項の規定による届け出が2件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議 長

はい、ありがとうございます。

では報告第 5 号農地法第三条の第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届け出について、お願いします。

議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 5 号農地法第三条の 3 第 1 項の規定による届け出が 2 件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読くださいという。

はい。ありがとうございます。それでは議案に入ります。

第 7 号農地法三条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

議案書の 5 ページをお開きください。

議案第 7 号、農地法第三条の規定による許可申請について。

議案第 7 号（番号 1 番～6 番）を読み上げて説明。

以上説明がありましたが、担当委員さん方から説明方お願いします。

2 1 番委員 1 番からお願いします。

21 番、田吹です。〇〇さん、60 歳。〇〇君は 53 歳。場所は、こっちから行きますと国道〇〇号から、日田方面に行きますと国道〇〇号を、入ります。すると〇〇屋があります。〇〇屋の上になるところです。菅さんの家がありまして、家のちょうど挟んだ下側ぐらいのところですよ。で、対価は一応 10 万円っていうことで聞いてます。

だからちっと高いんじゃないかいつつたら、もう去年作ってみてよくできたんで妥当じゃないですかっていう、〇〇くんの回答です。以上です。

議 長

2 1 番委員 はい。続きまして、番号 2 番。

21 番、田吹です。〇〇さんは職業が〇〇ですね。〇〇さんは、国道〇〇号の、こちらから行って県道との交差点があります。それを〇〇方面に上がりますと、〇件目の右側が〇〇さん宅になります。その家の裏手になります。で、3 枚、田んぼはあるそうです。価格の方は幾らでもいいとか言うんで、まだ決めてないちゅうことで、一応、去年ピーマンを作ったら、病気が出たんで今年は違うやつにしたいということで、話されてました。以上です。

議 長

4 番委員 はい。ありがとうございます。番号 3 番どうぞ。

4 番、平です。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さん。場所については、〇〇小学校、裏手から出まして、山の方。〇〇さんの畜舎が山の上にあるんですけども、細い道を上がって行って、そこに左側に公民館があります。そこから三つ又に分かれて、そこを左に上がっていくと梨園とかいろいろあるところですよ。右に行くとお寺にまっすぐ行ったところ、どん突に田が 3 枚あります。その中の一番下の田です。

その田の状況としましては、上の二段はもう耕作放棄地みたいになって全然できない状態ですね、その下なので、もう、厳しいかなと思いますが、労力不足の経営規模拡大ということで、譲り受けするそうです。

議 長
2 1 番委員
以上です。

はい。ありがとうございます。続きまして、4 番。

21 番田吹です。〇〇さんは、〇〇トンネルの旧道の方ですね。行きますと、〇〇屋があります。それから、こっちの滝の方に入ってきます。すると園の入口があります。〇〇に入る。その正面が、〇〇さんが今作られてる田んぼで、その、滝沿いのすぐ下に、1 枚あります。そこです。ちょっと価格の方はちょっと聞かなかったんですが。作るっちゃうことと言われてました。以上です。

議 長
2 1 番委員
はい。じゃあ、5 番。

21 番田吹です。これは、その公共施設〇〇に入る。角っこにある狭い田んぼなんです、現在は、ちゃんと稲が植えた跡があって、株が残ってました。

もう相手の方ができないっちゃうことで、言われてて、それをじゃあ買おうかということみたいです。以上です。

議 長
1 8 番委員
続きまして 6 番。

18 番、時松です。〇〇〇〇さん。年齢はわかりません。何年か前に旦那さんがなくなってから、〇〇さんが作っていましたが、この度売買するということでした。場所はこちらから行きますと〇〇の方へ向かっていきますと、右手に今、もうやってませんが、〇〇工業ってあってそこの方に入っていって、左側に最初に目についた田んぼです。以上です。

議 長
はい。ありがとうございます。以上説明がありました。

この中で質問がある方おりませんか。はい。それでは質問ないのでこれより採決入ります。

議案第 7 号、番号 1 番から 6 番について、賛成する委員の挙手を求めます。ありがとうございます。全員賛成ということで認めます。

よって本件は原案の通り、当総会で承認することに決定いたしました。

議 長
続きまして議案第 8 号、農地法第五条の規定による許可申請に対する意見について。事務局より説明をお願いします。

事務局
議案書の 6 ページをお開きください。訂正をお願いします。

所在地番の下段、3934 番 1 を削除してください。議案第 8 号、農地法第五条の規定による許可申請に対する意見について、

議 長
議案第 8 号（番号 1 番～19 番）を読み上げて説明。

3 番 委 員 はい。ありがとうございます。それでは担当員さんから。

3 番、仲摩です。〇〇さんは、ちょっとね、年齢の方はわかりませんが、〇〇さん、69 歳。場所はですね、〇〇滝の方に向かっていく道路があります。あれを〇〇の方からいくと、〇〇〇屋がちょうど中間にあります。その前の道を行くと、上に農免が通ってます。その農免を〇〇滝の方向に向かっていきますと、途中に〇〇地区の公民館があって、その公民館から 100 メートルぐらい、〇〇の方に向かっていきます。そこに、新しい道と旧道が少しあって、そこにちょうど橋がかかっていますが、旧道本流に入ったところに、このところがあります。これは今さっき言われたように〇〇さんが資材置き場として、買うということで、単価については、5 万円。〇〇さんの方はもうタダでもいいと言ったんですけど、一応 5 万円払うということで、資材置き場にするそうです。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは、審議いたします。質疑を求め

3 番 委 員 ますが、どなたか。質問される方ありますか。

議 長 はい。資材置き場ということで〇〇さんは建設業やってますんで資材置き場が必要なようです。

5 条申請ですから、取得変更だと思うんですが、資材置き場つちした場合に、その農地は何か考えてあるのかな。取得変更だから結局、地目変換変更も、もう考えてるっちゃうことだよ。他何かありますか。ないようでしたら、採決に入ります。議案第 8 号、この件に関して、賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ということで、認めます。

よって本件は原案通り、承認することに決定しました。

次に議案第 9 号。

農地を利用集積と促進計画について、もう事前に用紙が届いてたと思いますんでこの中で一括して質疑を受けますが、どなたか、意見がありましたら、ありませんか。ないようですので、質疑終了します。

採決入ります。議案第 9 号、番号 1 番から 8 番の案件について、賛成する委員の挙手を求めます。はい、全員賛成ということで認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決定しました。

事 務 局 議案第 10 号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

議案書の 10 ページをお開きください。議案第 10 号、非農地証明願について。

議 長 議案第 10 号非農地証明願について、議案第 10 号（番号 1 番～3 番）を読み上げて説明。

はい。ありがとうございます。

案件 3 件ありますが、番号 1 番が、関係者がいらっしゃいます。農業委員会会議規則第 11 条、議事参与の制限に、該当いたしますので、当該事案の審議開始から終了までの間、関係者退席をする必要があります。それではまず番号 1 番の担当委員の方の説明をお願いして、そのあと退席いただきましょうか。どうぞ。

1 1 番委員

11 番、森です。最初に場所から言います。場所は〇〇〇〇の裏っかわにお宮があるんですが、その裏っかわにあります。写真がありますが、仲摩さんが写っておりますが行く道はこんな感じです。

以上です。

議 長

はい。ありがとうございます。

番号 2 番、3 番、許可証が紛失で、不明ということでこれは説明不要ということですね。わかりました。3 番仲摩さん退席をお願いします。

それでは、番号 1 番について、質疑を受けたいと思います。

どなたか質問がある方、ありましたら。ないようでしたら、質疑を終了しまして採決されます。

議案第 10 号、1 番について、賛成の方、挙手お願いします。はい。全員賛成ということで、認めます。本審議は、終わります。2 番 3 番は仲摩さん入ってから。

それでは、今の議案第 10 号の 2 番 3 番について、採決を求めます。

皆さんから何かありましたら。ないですね。採決します。賛成の方挙手お願いします。

ありがとうございます。それではいずれも、賛成ということで承認することといたします。

本日の審議する内容は以上です。